

委員会提出第3号議案

豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月25日提出

豊岡市議会議長 松井正志様

提出者 豊岡市議会議会運営委員会
委員長 浅田徹

(理由)

刑法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年豊岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

罰則について、刑法の改正に伴う拘禁刑の創設による所要の規定の整理を行うこと。（第52条、第53条、第54条関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和7年6月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

豊岡市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
第6章 罰則	第6章 罰則
第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。